

委 託 業 務 仕 様 書

平成28年 7月
(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第3 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第4 受託者は、契約締結後7日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書(以下「調書」という)に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の3日までに発注者に提出するものとする。

ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス(059-354-8303)にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第5 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第6 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

霞ヶ浦南部排水対策調査設計業務委託

特記仕様書

1. 目的

霞ヶ浦南部地区は羽津地区の臨海部に位置し、元来の低い標高に加え、すり鉢状の地形や排水に潮位の影響を受けるなどの条件が重なり、以前より多くの浸水被害が報告されている。現在、市が地元自治会にエンジンポンプを貸与し、大雨時には地元住民による浸水防除を行っているが、ポンプ能力を超える降雨により冠水が増加している。

当業務は、現地状況を調査し、既設排水路の見直し及びポンプ施設による強制排水等、恒久的な浸水対策の実設計を行うものである。

2. 業務概要

排水路浸水対策設計	一式
排水ポンプ設置検討	一式
現地調査及び測量業務	一式

3. 留意事項

- ・業務実施に当たっては、特記仕様書、委託業務仕様書に基づき、良質の成果を仕上げる事に努め、また手戻りをなくすため、監督職員との協議を密に行う。

- ・土地立入り

土地の立入りについては、監督職員との協議を密にして、地元代表者等に予め挨拶をし、了解のもとに土地立入する。業務を行う際は市上下水道局が発行する調査員証を必ず携帯する。

4. 業務の内容

- ・業務計画の立案

本業務の業務計画を立案し、業務計画書を作成する。

- ・与条件の確認調査

既存の資料を収集し当該地区の状況の把握、必要な基礎情報の整理を行う。

- ・管渠詳細設計 開削工法

四日市市下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書(詳細設計) に準ずる。

- ・ 現地調査

工期期間内の霞ヶ浦南部地区における大雨時の滞水状況、水路状況、周辺既存施設の状況を調査する。

また、現地調査結果を整理して浸水対策の効果を検証する。

- ・ 排水ポンプの設置検討

排水ポンプの設置検討を行う。

- ・ 浸水対策の検討

対策箇所及び概要がわかる図面を作成すること。また、概算工事費を算出すること。

5. 打合せ等

- ・ 初回、中間3回、最終の計5回(予定)

初回及び最終打合せには管理技術者が出席するものとする。

※関係機関（排水先の占有者等）との協議資料を作成するものとする。

6. 成果品の提出

- ・ 特記仕様書2のとおり。

- ・ 本業務における成果品の提出部数は以下のとおり。

報告書A4版2部

電子記憶媒体CDR 2部

(電子媒体で提出する成果については、Excel、Word等で読み取り加工できるものとし、CADデータについてはJWCADで読み取り可能な形式及びPDFにて納品するものとする。)

- ・ 提出場所は四日市市上下水道局 技術部 下水建設課 下水建設第1係

7. その他

- ・ 成果品の中で、他の文献、資料等を引用した場合出典を明記すること。

- ・ 本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は監督職員とその都度協議するものとする。

特記仕様書2 (設計業務条件一覧表)

NO. 1

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 平成28年11月制定版 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年4月1日制定 (平成29年8月1日一部改訂) <input type="checkbox"/> その他 ()
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む (最新改正 平成28年11月1日一部改正) <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書 (三重県)【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む (最新改正 平成 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 下水道設計指針 (四日市市上下水道局下水建設課)【平成19年制定】 <input type="checkbox"/> 下水道管渠施設耐震設計の手引き (四日市市上下水道局下水建設課)【平成26年制定】 三重県公共測量作業規程 (作業規定の準則(平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号及び平成28年度国土交通省告示第565号により一部改正)準用) <input type="checkbox"/> その他 ()
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器(トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等)については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、 <input type="checkbox"/> 既設の基準点(1~4等三角点又は1~3級基準点) <input checked="" type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点 <input type="checkbox"/> その他 ()
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、 (<input checked="" type="checkbox"/> 報告書A4版 両面印刷 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面(A3相当) 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 2部) <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。 () <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督職員が必要ないと判断したものについては除外する。 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ()
カ 照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領 ((社) 中部建設協会発行) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること)
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。 (平成22年度四日市公共下水道台帳施設平面図(雨水)霞ヶ浦排水区)
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。 ・市街地乙 平地 現道上 影響受けやすい
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

設 計 条 件 項 目 表

項 目	設 計 条 件
委 託 名	霞ヶ浦南部排水対策調査設計業務委託
工 期	契約の日から 平成 30 年 2 月 28 日まで
場 所	四日市市 大字羽津 地内
管 径・工 法 及 び 延 長	(設計業務)
	開削 工法 φ 1200 mm未満 320 m
	(測量業務)
	路線測量延長 320 m
	4級基準点測量 7 点
	現地測量面積 0.057 km ²
特 殊 構 造 物	無
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	第1回打合せ 中間打合せ 3 回 最終打合せ
施 工 法 等 の 比 較 検 討	無
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	無
耐 震 設 計	無
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	無
そ の 他 補 正	無

作 業 内 容 項 目 表

標準業務内容	業 務 内 容	作 業 項 目
管路施設実施設計 (基本設計)	<input type="checkbox"/> a) 分流式(雨水・汚水共) <input type="checkbox"/> b) 分流式(汚水のみ) <input type="checkbox"/> c) 分流式(雨水のみ) <input type="checkbox"/> d) 合流式	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> 公私道調査) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 流量断面計算 <input type="checkbox"/> 概略工法検討 <input type="checkbox"/> 図面作成 <input type="checkbox"/> 照査
管路施設実施設計 (新設・詳細設計)	<input checked="" type="checkbox"/> a) 開削工法(内径1,200mm未満) <input type="checkbox"/> b) 開削工法(内径1,200mm以上) <input type="checkbox"/> c) 開削工法(ボックスカルバート・開きよ) 【現場打ち】	<input checked="" type="checkbox"/> 調査 (<input checked="" type="checkbox"/> 資料収集 <input checked="" type="checkbox"/> 公図調査 <input checked="" type="checkbox"/> 現地踏査 <input checked="" type="checkbox"/> 現地作業) <input checked="" type="checkbox"/> 設計計画 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> d) 推進工法(刃口、小口径) <input type="checkbox"/> e) 推進工法(中大口径) <input type="checkbox"/> f) シールド工法(仕上り内径5,000mm以下)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 公図調査 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 現地作業) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> g) 特殊マンホール (小規模で構造が容易な施設) <input type="checkbox"/> h) 特殊マンホール	<input type="checkbox"/> 構造計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> i) マンホール形式ポンプ場(2次製品) <input checked="" type="checkbox"/> k) マンホール形式ポンプ場(現場打ち)	<input checked="" type="checkbox"/> 設計計画 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> a) 布設替え工法(開削・内径1,200mm未満) <input type="checkbox"/> b) 布設替え工法(開削・内径1,200mm以上)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 公図調査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 現地作業) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
管路施設実施設計 (改築・詳細設計)	<input type="checkbox"/> c) 管更生工法(内径800mm未満) <input type="checkbox"/> d) 管更生工法(内径800mm以上)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 既設管調査 <input type="checkbox"/> 現場環境調査) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。